

第4章 まちの美化をすすめる

現況

区は、ポイ捨てと落書行為を禁止するとともに、区民・事業者・区の三者がそれぞれの責務を分担しながら一体となって、まちの環境美化に取り組んでいくことを基本理念にした「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」を制定、平成9年7月1日から施行しました。



区は、条例の普及・啓発を推進するため、区民や事業者の方々が行う環境美化活動を積極的に支援するとともに、様々なキャンペーンを展開しています。特に、たばこについてはポイ捨てだけではなく、社会問題にもなっている、歩行喫煙などの迷惑喫煙の防止にも取り組んでいます。

落書きは苦情・消去面積ともに、減少傾向にあるものの、引き続き防止の啓発と消去に努めています。

あき地の適正管理についても、あき地の減少もあり、除草面積などは減り続けていますが、平成17年も除草の斡旋と草刈機の貸し出しを行いました。

カラス対策は、都が巢の撤去事業を廃止したため、区の撤去数が大幅に増加し、区の役割がさらに重要になっています。

まちの美化への取り組み

(1) 啓発活動

喫煙マナーアップキャンペーン（8/1・3）

喫煙マナーの普及・向上を図るため、東京都内の62市区町村が共同で、「オール東京市区町村喫煙マナーアップキャンペーン」を展開しました。

練馬区では、町会、自治会、商店会、その他の関係団体などに協力をいただき、練馬駅、大泉学園駅、石神井公園駅の3駅で実施。約130人の参加があり、ポケットティッシュ等の啓発グッズの配布、および駅周辺の清掃を行いました。

区内一斉清掃・門掃きおよび駅周辺清掃キャンペーン（5/29・11/27）

練馬区環境清掃推進連絡会と区が一体となって、自宅や店舗周辺の門掃き、および駅前クリーンアップキャンペーンを行いました。（5/29は「ごみゼロデー」も兼ねています。）

環境リサイクルフェア（10/16 南町小学校で開催）

練馬駅周辺でポイ捨て・歩行喫煙防止キャンペーンを実施し、会場でも来

場者にマナー啓発を呼びかけました。

環境浄化活動・クリーンキャンペーン等（4回）

区民等が主体となり、地域内の違法看板の撤去や清掃活動を行いました。

区内全20駅ポイ捨て・歩行喫煙防止連続キャンペーン

町会・自治会等の協力をいただき、延べ474名が延べ34日間実施しました。歩きたばこの危険性とその防止等を通勤客らに呼びかけました。

武蔵関駅（10/6）	中村橋駅（12/7・8）
上石神井駅（10/12・13）	富士見台駅（12/14・15）
東武練馬駅（10/19・20）	江古田駅（1/18・19）
小竹向原駅（10/26）	桜台駅（1/25・26）
氷川台駅（11/1・2）	練馬高野台駅（2/2）
平和台駅（11/9・10）	光が丘駅（2/8・9）
地下鉄赤塚駅（11/22）	豊島園駅（2/15）
新桜台駅（11/24・25）	大泉学園駅（2/22・23）
新江古田駅（11/29・30）	石神井公園駅（3/2）
練馬春日町駅（12/1・2）	練馬駅（3/8・9）

ポスター等の掲示

ポイ捨て防止啓発ポスターをたばこ税増収対策協議会の協力によりたばこ店に掲示しました。

そのほか、駅周辺等のポイ捨ての多い場所にポイ捨て防止啓発ポスターやステッカーを掲示しています。

歩行喫煙率調査

区内主要4駅（練馬駅・光が丘駅・石神井公園駅・大泉学園駅）における歩行喫煙状況の実態を把握するために、それぞれの駅で5か所の定点を設け、30分間、職員の目視による調査を行いました。この調査は平成14年度から実施しており、今回で5回目です。当初は2.6%だったのが、今回の調査では1.7%でした。

(2) まち美化活動の推進

環境美化推進地区

地域の環境美化の推進を図るため、「環境美化推進地区」を指定しています。指定場所は、地域の皆さんが積極的に環境美化に取り組んでいる地域や駅前など人通りが多い所です。区は、指定された地域内の環境美化団体に清掃用具を提供したり、地域内の落書き消しを率先して実施するなどの支援を行っています。

平成 17 年度現在指定している環境美化推進地区は、次の 22 団体の活動地域です。

小竹町会	富士見台町会	区営上石神井一丁目
栄町町会	南田中団地第一自治会	第 2 アパート自治会
豊玉第一町会	南田中団地第二自治会	関町北三丁目町会
中村西町会	南田中団地第三自治会	大泉住宅共栄会
向山町会	南田中団地第四自治会	大泉町二丁目町会
仲一自治会	石神井ハイツ自治会	練馬区北園町会
平和台一丁目町会	石神井小関町会	大泉学園緑町会
仲町五丁目町会	都営上石神井団地自治会	

このほかに、西武池袋線・都営大江戸線練馬駅周辺を区長が特に必要があると認めた地域として指定しています。

環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、「練馬区環境美化活動団体への清掃用具支給要領」に基づき、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録していただき、清掃用具を提供しています。平成 17 年度は 147 団体（町会・自治会、ボランティア団体）が登録し、区内各地で清掃活動が行われました。

環境美化推進委員

条例に基づき、各団体から推薦を受けた方を環境美化推進委員として選任し、ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する普及・啓発を行っています。委員は、区民・事業者・行政関係者から構成し、30 名に委嘱しています。平成 17 年度は、連絡会を 2 回開催し、意見交換を行ないました。

(3) 落書き対策

落書き消し

環境美化の観点から、民家の塀や壁に落書きされた場合、「練馬区落書きの消去に関する要綱」に基づき、被害者からの申請に応じて、区が業者に委託して消去しています。

<実績> 41 件 45 箇所 延べ 472 m²

落書き消し用具の貸し出し

落書きの被害を受けた方に落書きを消すための用具（ペンキ皿、ローラー等）を貸し出ししています。平成 17 年度は、1 件の申込みがありました。

落書消去キャンペーン

地域の住民の方が一体となって、その地域一帯に書かれた落書きを消すキャンペーン活動を支援しています。平成17年度は、2回実施しました。

(4) 駅周辺ボランティア清掃事業

区内20駅での駅周辺清掃をシルバー人材センターに委託してきましたが、国の補助金廃止に伴い平成16年度で当該事業も廃止されました。新事業として平成17年度からは、地元の商店会や町会・自治会、ボランティア団体の協力を得て、駅周辺の清掃活動の促進を図っています。現在は3駅で実施し、順次拡大していく予定です。

区は協力団体に対し清掃用具などの支援をしています。

【石神井公園駅】(10団体)

環境美化行動チーム、石神井町和田町会、都営石神井町二丁目アパート自治会、南田中団地第四自治会、石神井町石神町会、石神井公園商店街振興組合、石神井町池淵町会、練馬地域福祉ハートフルアクターズ、南田中団地第二自治会、石神井ハイツ自治会

【大泉学園駅】(4団体)

東大泉中村町会、東大泉井頭町会、大泉学園駅前商店連合会、クリーン・エコ大泉学園

【光が丘駅】(1団体)

光が丘地区住民組織連絡協議会

(5) あき地の管理の適正化

「あき地の管理の適正化に関する条例」では、あき地(現に人の使用していない土地)に雑草が繁茂すると、生活環境を著しく損ない、防犯上も好ましくないことから、そのような状態にしないよう、あき地の所有者(管理者)に責任を課しています。

区では、草刈機の貸し出しや、自分で除草できない方に対しては「あき地の管理の適正化に関する条例施行規則に基づく雑草除去実施要綱」により有料で除草を行っています。

草刈機貸出回数

年度	貸出回数
15	103
16	80
17	58

あき地除草実績

年度	件数	面積(m ²)
15	121	27,282
16	116	24,763
17	89	20,059

(6) カラス対策

カラスは繁殖のために3月頃から巣をつくり卵を産みます。6月頃ヒナが巣立ちをするまで親ガラスは神経質になり、巣やヒナの周辺を人が通行するだけで威嚇したり攻撃したりします。

そのため区では、親ガラスが人を威嚇・攻撃する危険な状況にある場合、その原因となる巣の撤去と、巣立ち出来ずに落下してしまったヒナの捕獲を行っています。

年度	巣の撤去個数	落下ヒナの捕獲数
15	72	50
16	70	32
17	118	19

これからの美化

環境美化

環境美化推進地区や環境美化活動団体などの活動を支援し、環境美化の体制づくりを推進するとともに、駅周辺ボランティア清掃活動の協力団体の拡大を図るなど、多くの方々がまちの美化に関心を持って、積極的に参加できる仕組みを構築していきます。

迷惑喫煙

区では、たばこのポイ捨ての禁止と歩行喫煙の防止について、条例を設けるなどして喫煙者のモラルに訴え、区民の生活環境の向上を図ってきましたが、施行から10年近く経過した今、区民からは効果を疑問視し、罰則の導入を求める声も次第に大きくなってきています。

この問題については今後、罰則の効果や公平性の確保、取締りに係る費用などの諸事情を考慮し、慎重に検討をしていきます。